

波田町都市農村交流特区

都道府県名：

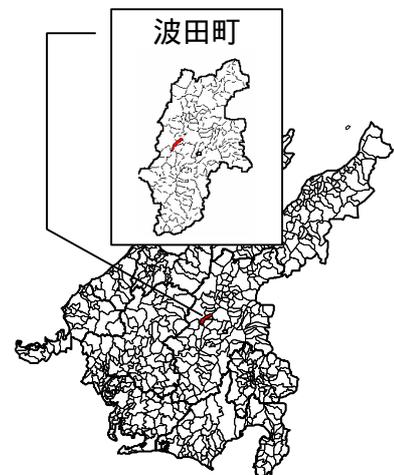
長野県

申請主体名：

長野県、波田町

区域の範囲：

長野県東筑摩郡波田町の全域



特区の概要：

地域が抱える担い手不足や農地の遊休化といった課題に対して、従来の農業内部の体制だけでは対応できない状況にあることから、市民農園の開設主体を新たに農業開発公社などへ拡大することにより、多様な担い手の新たな参加による農地の適正かつ有効利用を促進するとともに、特産のすいか栽培等を通じた地域住民と都市住民等との交流を図り、地域活性化を促進する。

適用される規制の特例措置：

- ・市民農園の開設者の範囲の拡大



「すいかの収穫」



「すいかの定植後のトンネル（ビニールハウス）」